

質問回答書

業務名：「令和元年度 米軍基地特有の化学物質調査業務」

令和元年 8 月 19 日時点

No	募集要領・仕様書の項目	質問内容	回答
1	仕様書 4(1) イ～エ	<p>「ガイドライン詳細資料 資-11から資-24を参照のこと。」とあるが、ガイドライン詳細資料 資-12から13に記載の内容は、BRACの基地リストから次の2つの条件の何れかに適合する基地を抽出すると読めますが、そのような理解で間違いはないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所轄省庁(Agency)が「US N AVY」となっている旧海兵隊基地 ・基地の名称に「Marine Corps」が含まれる海兵隊基地 <p>ちなみに、BRACの閉鎖された基地についてこれらに該当するのは44基地になる。</p> <p>もしくは、ガイドライン詳細資料 資-12 から 13 に記載の方法ではなく、仕様書 4(1) エに「倉庫 (Depot) 15 箇所、空軍基地 (Air Force Base) 22 箇所、航空基地 (Air Station) 15 箇所、演習場 4 箇所【アメリカ環境保護庁 基地・閉鎖計画ウェブサイトより】」とあるように、BRAC の閉鎖された基地リストから、こうした類似の基地を名称で</p>	<p>返還予定の在沖米軍基地と類似するアメリカ国内の米軍基地等（倉庫、飛行場等）の絞り込みは、ガイドライン詳細資料 資-11 から資-24 に記載の内容、諸情報などを基に行っていくことを想定しております。</p> <p>情報収集が的確に行えることが見込める方法をご提案ください。</p>

No	募集要領・仕様書の項目	質問内容	回答
1		抽出する方が正しいのか。 ちなみに、BRAC の閉鎖された基地リストで同様の名称での抽出を試行したところ、倉庫 (Depot) 16 箇所、空軍基地 (Air Force Base) 24 箇所、航空基地 (Air Station) 10 箇所、演習場 (Training) 3 箇所の計 53 箇所となる。	
2	仕様書 4(1)イ	「ガイドライン詳細資料 資-11 から資-24 を参照のこと。」とあるが、ガイドライン詳細資料 資-15 の最初に記載の「照合することにより (中略) 汚染サイトとして基地を抽出する。」の意味は、『ガイドライン詳細資料 資-13 から 14 に記載の方法でダウンロードした全データファイルのなかの情報のうち、上記(質問 No. 1)の方法で絞り込んだ基地について照合し、抽出する』という理解でよいか？	情報の整理・リストの作成は、ガイドライン詳細資料 資-11 から資-24 に記載の内容、諸情報などを基に行っていくことを想定しております。 情報の整理・リスト作成が的確に行えることが見込める方法をご提案ください
3	仕様書 4(1)オ	「履行期間中に 2 箇所以上のリスト作成を想定している。」とあるが、「2 箇所以上」とは、2 つ以上の基地という意味でよいか？	貴見のとおりです。
4	仕様書 4(3)エ	「基地返還前に可能なスクリーニング調査」とあるが、何をスクリーニングする目的で何に対する調査に関して専門家にヒアリングする想定をしているのか？	スクリーニング調査については、ガイドライン第 5 章 (5-12 頁等) を参考にしております。 ガイドラインをご参照ください。